

# 公益法人の「公益」とは何か

民法34条改正へ向けて「公益」と「公益法人」のあり方を問い直す

財団法人公益法人協会理事長 太田達男

構想日本代表 加藤秀樹

司会 笹川平和財団上席研究員 田中弥生

## 時代と規模が変われば 公益の条件も変わる

**田中** 今日は、民法第34条をテーマに、お話を伺いたいと思います。

まずはじめに、公益性についてお聞きしたいと思います。『星の王子様』の作者のサン＝テグジュペリが、「公益とは私益の集合体である」と言っていま

すが、これについて、どう思われますか？

**太田** 私は、私益の集合体が公益であるための条件は、その私益享受が機会均等であることだと思います。そういう私益であれば、公益に昇華すると思います。

**加藤** 私益がなんらかのプロセスを

経てまとまってきたものを公益とする、という約束が大切なのかな、と思います。いま最も大切なのは、ぶつかり合う私益同士の折り合いをどうつけるかというプロセスと、それをまとめるしくみづくりじゃないでしょうか。

**田中** 時代の変化によっても、公益の定義は変わってきますね。

**加藤** たとえば、空気中の炭酸ガスを増やさないようにすることが公益となったのは、ごく最近のことですし、失業という概念も、職業という概念ができてから生まれたものです。時代によって公益の対象も変わってくるし、同じ時代でも、100人の規模で考えるか、1万人の規模で考えるかで違ってきます。民法34条が制定されてから、もう100年ですから、さまざまな変化を取り入れていくべきでしょうね。

**田中** 民法第34条の文章は、時代の流れをそれなりに消化できるようになっ



ているように思いますが……。

**太田** 新しい言葉に変えなければならぬ部分もありますが、その時々解釈で、ある程度対応は可能だと思います。たとえば、大学の同窓会員の数は、小さな市町村の人口より多い場合もありますよね。しかしそれは特定範囲に過ぎない。その一方でずっと小さいスパンでも公益性のあるものがあります。

私は1972年にイギリスに公益信託の調査に行ったのですが、人口が数百人とかというような村に「村で最も貧乏な3人に毎朝パンを支給してください」という公益信託がいまでも存在することに驚きました。

誰でもその村には行けば、毎朝パンを貰える可能性があります。これが公益だということです。

**加藤** 大学の同窓会が会員相互間のことだけではなくて、世の中のために何かやるのであれば、それは公益法人と考えていいということではないでしょ

## 主な内容

### Special Reports :

#### 東南アジアのジャーナリズム

##### Project Report

東南アジアのメディアとジャーナリズムに寄せる期待 6



##### Opinion

東南アジア諸国プレス事情  
バーナード・クリッシャー 8

成長する東南アジアのメディア  
トングロー・デュアンサヴァン 9

##### SPF Update

##### 緊急レポート

同時多発テロのニューヨークから  
茶野順子 10



##### Reports from the Field

北東アジア地域間協力の促進と

モンゴルの役割 サヒア・ラグヴァ 12

SPF刊行物案内 14

編集後記 14



うか。

**太田** みんなからお金を集めて留学生のためのスカラシップを始めるとか、ガン研究の助成金を出すとか、これはまったく別のディメンションです。

**田中** アウトプットの問題ですね。

**加藤** そうです。民法34条を変えないといけないというのもそこなんです。民法34条は基本的に活動をみるのではなく、器をみようという発想です。日本の行政は、すべてそれできています。許認可行政というやつで、入り口はきびしくても、入ってしまったあとのモニタリングは非常にルーズです。公益法人が私益法人や無益法人になっても、フォローできていない。その行政のやり方が問われているわけです。

**太田** 同感です。先日、衆議院で中間法人法案審議の際、法務委員会の参考人として呼ばれたのですが、そのとき

に「公益法人をアメリカの大学型にして欲しい」と言ってきました。アメリカの大学というのは、入るのはやさしいけれども、試験や卒業が大変に難しい。許可したあとのモニタリングがルーズだから、KSD事件などのようなことが起きるのです。

### 公益を判断する しくみづくりが大切

**加藤** 民法34条の問題点というのは2つあって、1つは器のところで判断しようとしているという点、もう1つは、公益をお上が決めるという点だと思います。

**太田** 私は、その后者、国家公益独占主義が一番の問題だと思います。私は長年銀行に勤めておりましたので、公益信託を通して、さまざまな経験をしました。公益信託の設定にも、主務大

臣の許可が必要なのです。

いまだに忘れられない思い出があります。ある時、90歳ぐらいのお金持ちのお客さんが来られて「私には子供がいないから、全財産を寄付し、信託にしたい」と言われます。彼は、サゴ椰子という、でんぷんの含有量が非常に高く、生育が速い椰子を研究していました。そのサゴ椰子が世界の食糧危機の解決に寄与すると考えて、その栽培法を教えるために技術者を送る公益信託をつくりたい こう考えたのです。

農水省に申請に行ったのですが、回答がこない。

何度も訪ねたあげく、

「許可できない。日本は米があり余っている。でんぷんを研究するなど国益に反する。東南アジアに米を輸出したいぐらいだ」ということになりました。

そこで初めて私は、実感として国益と公益に違いがあることを知りました。

**田中** 何が国益で、何が公益か、それを誰が判断するかというのも大きな問題ですね。

**加藤** そうですね。国益というのは、公益のなかの1つのレベルのものだと思います。いまの太田さんがおっしゃった例は、地球レベルでみた場合の公益ですね。京都議定書も、アメリカの現政府にとっては、国益に反するものでしょう。同じようなことが、もっと狭いレベルの事例についても言えると思います。

**田中** 現行法に問題があるというのは、公益の判断が一元的だということでは



太田達男（おた・たつお）

1932年、兵庫県神戸市生まれ。56年、京都大学法学部卒業。三井信託銀行、クレディ・スイス信託銀行、富士銀行を経て、2000年4月公益法人協会理事長に就任。

ようか。

**加藤** 100人にとっていいことが、その100人を含む万人にとってもいいとは限らないわけです。その逆も言えます。100人のことすらわかっていない役人が、すべてに関して1億人単位で考えて判断することには、そもそも無理があります。ですから、その100人なら100人に深くかかわっている、あるいは利害を有する人たちが、なんらかのしくみをつくって判断できるようにしないといけない。

**太田** そうですね。また、先ほど国益と公益とは異なると言いましたが、かなりの部分が同心円でオーバーラップしています。そこにプラスして官益というものも出てくる。

**加藤** 民法34条は、もともと明治の初めに、公益はお上が決めるというところからスタートしています。それが明治維新以来の戦前の天皇制の最終的な

約束ごとだったと思います。

**太田** 富国強兵、殖産振興といった全体的な思想の中で、民法の公益法人制度がつくられたことは間違いありません。だから当時は、国益＝公益だったと思います。

**加藤** 日本が西洋に追いつくためには、道路は一律の規格で日本中に張りめぐらさないといけない。港はこうつくらないといけない。そうやって、一元的に公益を日本の隅々まで染み渡らせることが、

最大の政策目的だったのです。そのためには、霞が関の真ん中で公益を一律・一元的に決めて実行する必要があった。

**田中** それは効率という言葉で置き換えられるんですか。

**加藤** それぞれの町が勝手にやっている、ある町では道路幅が5メートルだったり、ほかの町では8メートルだったりしてしまいます。それでは困るから、霞が関で決めるのが一番効率的だったんです。ところがすべてをそれでは対応できない。誰にとっても中途半端だったり、都合が悪いことだったりする。

### 公益性について 誰が価値判断するのか

**田中** 市民社会、コミュニティに公益の判断を委ねたとして、国民国家全体の益や調和は誰が判断するのでしょうか。

か。また、市民の決定事項は社会のそれと比較して正当性が確保されるのでしょうか。

**加藤** 先ほど言いましたように、公益にはさまざまなレベルがあります。狭い範囲のものと広い範囲のものがぶつかる場合には、それぞれの状況について情報をオープンにして、議会など「正当性」をもつとされている手続きの中で議論することになる。その場合メディアの役割も大きいです。

**田中** いまのように、公益性を民法34条に基づいて誰が判断するのかということについて議論し始めると、限界があることに気づかされます。そこで、民法34条を変えたとしたら、どのように変えていけばいいのか、ご意見をお聞かせください。

**太田** 構想日本がまとめられた『民法法制審議会』の報告書では、法人を非営利と営利の2つに分け、非営利法人の中には、公益活動を行って税制の優遇を受けると、受けないものがあるという考え方が示されています。

しかし、非営利法人と一口で言っても、高校の同窓会のようなものもあれば、笹川平和財団のような非常にパブリックなものもあります。ですから、私は法人制度は3本立てでいくべきではないかなと思っています。営利法人、非営利公益法人、そして非営利非公益法人、つまり中間法人ですね。そこをどういうふう構築していくかということに関しては、私は結論的には加藤さんと同じだと思います。しかし、これについて税の観点からだけで公益か否かを判断されるのは、御免被りたいと思っています。

**田中** では、どういう観点からすべきでしょうか。

**太田** やはり基本法のところで、ある程度きちんとやらなければなりません。



加藤秀樹（かとう・ひでき）

1950年、香川県生まれ。73年、京都大学経済学部卒業と同時に大蔵省入省。75～77年、ケンブリッジ大学留学。廿日市税務署長、外務省在エジプト大使館二等書記官、在イギリス大使館勤務、大蔵省東海財務局理財部長、公正取引委員会官房企画室長、大蔵省証券局投資管理室長、財政金融研究所研究部長、大蔵省官房企画官を経て、97年4月“構想日本”を設立し代表に就任。

**加藤** 法律に公益という言葉が出てきたとたん、その瞬間に誰かが判断しなければならなくなります。法律の執行者は官僚ですから、結局、官僚が公益性を判断するというしくみから抜け出せなくなります。そこはどうなんでしょうか。

**太田** 私は、イギリスのチャリティ・コミッション的なものを設けて、ニュートラルに判定したらいいのではないかと思います。

**田中** 太田さんは公益法人に関して、中間法人と、より公益的な法人との2種類に区別すべきだというご意見ですが、加藤さんはいかがですか。

**加藤** 私は営利と非営利だけでいいのではないかと思います。非営利の中で公益性の高いもの、ないもの、さまざまでしょう。それは法律に定めて官僚

が決めるのではなく、世の中が決めるしくみを別途用意すべきだと思います。

**太田** そこは唯一、加藤さんと違うところです。私は、非営利の中に非公益もあると思うのです。

たとえば、「さんを守る会」を、私が始めたとしても、会員を10人を集めたとしても、それは公益法人とは言えません。そういうものと、誰でも利益を被るような公益法人とは違います。

**加藤** そのとおりだと思います。ただ、さんを守ることに公益性があるか否

かということは、世の中の人判断すればいいと私は思っています。役人が法律の解釈を行って判断する必要はないんです。

**田中** 具体的には誰が判断するのでしょうか。

**加藤** 本来ならその活動に利害関係をもつ地域の住民ということでしょうね。現実的には、たとえば都道府県ごとに、「公益性認定委員会」を住民代表から選ぶしくみをつくる。たとえば、千葉県の我孫子市で補助金の公募制を始めましたが、市民から選んだ5人の委員会が補助金の選定をするということにした。これは参考になる例だと思います。

このように、法人は自由につくって、営利と非営利で区別する。公益というのは次の段階、それを法律で決めると一律になるから、都道府県ごとにそう

いう県民による認定委員会をつくって、公益性を判断する。そこが判断したものは行政当局が認める、といったしくみをつくらなければいけないと思っています。

**田中** これが公益だと、市民で決めるようなしくみをつくる際に、それを一番システマティックに表現できるのが、税制の優遇ではないかと思うのですが。

**加藤** 税の優遇でなくてもいいんです。切手代を安くするとかでもいい。

**太田** 要するに、国民に「この団体は寄付に値する団体なのか」ということを判断させる情報が必要だと思います。

**加藤** それは大事なところですね。

**田中** やはり、器ではなくてアウトプットですね。そしてその公益性の判断について、市民社会側も参加するということですね。本日はありがとうございました。



### 民法34条

公益法人の設立に所轄官庁の許可が必要との規定（明治29年制定）公益性（社会一般の役に立つかどうか）の判断が、官庁に委ねられている。所轄官庁による公益性認定が得られなければ公益法人は設立できない。また税制面に注目すれば、法人格付与が自動的に税制優遇を伴うことも問題である。これは、いわば公益を国家が独占するしくみを制度化するものであり、単なる手続き規定ではなく、国のガバナンス（統治機構）の根幹にかかわるものである。この規定を変えなければ、国民が公益を担うしくみづくりが始まらない。

第151回国会（2001年）において、「中間法人法案に対する附帯決議」として、「政府は、非営利団体に関する法人制度について、国民生活における非営利団体の活動の重要性と将来性を踏まえ、社会の変容に十分対応できる制度とする観点から、公益性の認定の在り方等民法第34条の公益法人に関する法制の見直しを含め、その基本的な法制の在り方を速やかに検討すること」が決議された。

## 中欧環境NGO代表、日本を視察

笹川中欧基金研究員 王 真生

6月30日から7月10日までの約2週間、笹川中欧基金は、環境問題に取り組む中欧のNGO代表者3人（ポーランドの海洋学者アイオナ・ククリク女史、スロバキアのグリーンピース会員ルビツァ・トゥルピニオヴァ女史、ハンガリーの野鳥保護活動家サライ・ベネディク氏）を日本へ招へいした。

この招へいは「環境改善に向けた市民活動支援」事業の一環として、日本各地の環境改善活動に触れてもらうことを目的としている。

一行は、沖縄の西表島、徳島の吉野川、長野の駒ヶ岳などを訪れ、各地の視察と、環境問題に取り組む現地NGOとの交流を行った。

特に吉野川の視察では、「吉野川シンポジウム実行委員会」の協力を得て、国の河川行政や、住民投票で第十堰の

可動堰化計画が白紙に戻るまでの流れを理解する貴重な機会に恵まれた。

地元住民にとって大切なライフラインである川をめぐる、地元住民と行政の考え方の相違は、中欧諸国とも共有できる問題であり、住民と行政との折り合いのつけ方などについて、それぞれの経験に基づく活発な意見交換が行われた。

これから工業化に向けて歩みだす中欧諸国にとって、それに伴って起こるであろう環境破壊、あるいは公共事業が環境に与える影響は他人

事ではない。

近い将来、彼らが日本で学んだことを中欧で役立てることができるのではないかと期待している。



吉野川第十堰の魚道にて(左からベネディク氏、吉野川シンポジウム実行委員会メンバーの平井氏、ククリク女史、トゥルピニオヴァ女史)

## 「イスラムとIT」公開シンポジウム開催

SPF研究員 世古将人

7月2～3日、早稲田大学国際会議場において、第1回公開シンポジウム「イスラムとIT—イスラム世界におけるITの展開とその意義」が早稲田大学エジプト学研究所、空間科学研究所、国際情報通信研究センターの共催で行われた。

今回のシンポジウムでは、経済、IT（情報技術）文化の3つの分野についてそれぞれセッションが設けられ、エジプトからはカイロ大学のアハマド・フワード・バシャ、モハメド・バハ・エル=ディン・ザグルール両教授、ウズベキスタンからはサンジャ・デジャラロフ早稲田大学社会科学部交換研究員、日本からは板垣雄三東京大学名誉教授、山内昌之東京大学教授ら計15人がパネリストとして招かれた。

これまで、ITという側面に焦点を当ててイスラム世界を理解しようという試み

は成されてこなかった。しかし、ITを広く「情報を伝達する術」ととらえれば、イスラム世界で「口コミによる情報伝達」が古くから発達している点は注目すべきだろう。

また、西欧起源であると広く信じられている個人主義、言説共同体、共和制、国民国家、市民社会などの概念は、7世紀以来のイスラム発祥の概念とみることもできるのではという問題提起がされ、パネリスト、聴衆の双方が議論に参加した。その議論の中から、ITという技術的

側面の強い概念に、イスラムの倫理という要素が組み込めるのか、また組み込めるとしたらどのような形態を取るのか、という興味深い問題提起がなされた。



「イスラムとIT」シンポジウム講演の様子。講師は吉村作治早稲田大学教授

# 東南アジアのメディアとジャーナリズムに寄せる期待

## 笹川南東アジア協力基金の事業を通して

笹川南東アジア協力基金主任研究員 大西好宣

### ◆ ◆ ◆ メディアが報じない メディアの状況

仕事柄、東南アジアに出張することが多い。英語以外はどの国の言葉もわからないので、勢い現地で読む新聞は英字紙ばかりである。シンガポールでは『ストレイツ・タイムズ』、マレーシアでは『ニュー・ストレイツ・タイムズ』、タイでは『バンコック・ポスト』か『ネイション』、ベトナムでは『ベトナム・ニュース』、ミャンマーでは『ニュー・ライト・オブ・ミャンマー』、ラオスでは『ピエンチャン・タイムズ』、そしてカンボジアでは『カンボジア・デイリー』などだが、どの新聞も紙面構成は似通っている。

ローカル面、国際面、スポーツ面、政治経済面、社会面など、ページ数の差こそあれ、日本の新聞ともそれほど大きな違いはない。それらの紙面には、停滞する経済の先行き、政権の交代劇、遠い国の戦争の話からスターのゴシップまで、さまざまなストーリーが毎日登場する。

しかし、それらの紙面を穴の開くほど眺めても唯一わからないのは、それらメディア自体の状況だ。

「メディアが報じるのは自分たちのこと以外のすべてなのだ」と言った人がいたが、まさにそのとおりなのである。

国の新聞社にはどの程度の力量と経験をもつ人が何人いて、どのようなテーマに関心をもち、時の政権や経営者からどのような介入をどれほど受けているのだろうか？ 報道上のタブーは何か？ 記者の採用や教育はどのようになされ、その待遇はどの程度か？ 読者からはどのような支持・

反響があるのか？ 将来はどのような体制に移行していくのか？ 見出しが踊れば踊るほど、目を凝らせば凝らすほど、知りたいことは増えていく。

### ◆ ◆ ◆ 笹川南東アジア協力基金の さまざまな取り組み

笹川南東アジア協力基金が実施するメディア・ジャーナリズム関連事業は、このような混沌とした状況に少しでも風穴を開けようという思いから始められた。

1992年に設立された同基金は、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーの移行期経済支援をテーマに据え、経済の急激な変革をもたらす民主化の進展など、政治・社会的な変化という側面をもカバーしようと努力してきた。

そして、周辺諸国も含め、これらの国々におけるメディアやジャーナリズムの発展・充実が、経済や社会体制の移行にもたらす影響はきわめて大きいという考えから、基金は新聞などの印刷媒体だけでなく、テレビ、ラジオ、

インターネットなどをも含めた幅広いメディア群を対象としてきた。

基金のメディア関連事業は、96年実施の「ベトナムにおける市場経済教育番組放映」から始まった。本事業では、ベトナムの教育テレビの現状を踏まえ、現地の中高生を対象とした教育番組をベトナム側に提供し、全国放映した。同時に、ベトナムの教育メディア関係者の啓蒙も視野に入れていた。

98年からは、複数のメディア関連事業から成る「インドシナにおけるメディア関係者育成」プログラムを実施した。「教育とその手段としてのメディア開発」という視点を継続しつつ、カンボジアの若手ジャーナリストの訓練事業を加えるなど、新しい視点も盛り込んだ。

また、99年度には「人物交流」事業の枠内で、東南アジア地域の若手ジャーナリストを発掘し、タイで3日間のフォーラムとメディア機関の視察を実施した。P8に寄稿しているバーナード・クリッシャー氏（『カンボジア・デイリー



タイ・カセサート大学で研修する、ラオスのメディア関係者 「インドシナにおけるメディア関係者育成」事業

一』編集発行人、元ニューズウィーク東京支局長)はその際の講師の1人で、P9に登場するトングロー・デュアンサヴァン氏(『ピエンチャン・タイムズ』記者)はラオスからの参加者の1人である。

### ◆ 東南アジアのメディアの規制の強さと未熟さ

いま、私の胸に去来するのは、ある会合での1コマである。

東南アジア各国のメディア状況を知るために、参加者全員がお互いに自国のメディア状況を説明し始めたときのことである。日本(NHK)以外の参加者が皆一様に、「我が国で現在一般に流通している新聞は 紙(の中は数字) 雑誌は 誌、ラジオ局は……」と具体的な数字をあげ始めたのである。

これには心底驚いた。多数のメディアが勃興する日本では、認可制であるテレビ・ラジオ局の数は別として、雑誌や新聞(地方紙、業界紙を含む)の数を数えようなどという無謀な試みは誰もしない。しかも、彼らが提示した数は多くても3桁の前半であり、この地域におけるメディア規制の強さと未熟さに、初めて気づかされることになった。

### ◆ 地域の将来を担う人材育成を目指す活動

笹川南東アジア協力基金が現在実施しているメディア関連事業は「インドシナ諸国ジャーナリスト・フォーラム」と「情報発信能力強化のためのジャーナリスト訓練」という2つのプロジェクトである\*。

前者は上記「人物交流」事業で開催したフォーラムの流れを汲むものである。情報が少なく、またメディア規制の最も強いミャンマーを含む基金対象



講義を受けるラオス人研修生たち 「インドシナにおけるメディア関係者育成」事業

4カ国から、テレビ・新聞など各分野の新進気鋭のジャーナリストを招へいするというものだ。

これは、討議を通じて周辺諸国の実状とジャーナリズムに対する考え方を知り、相互理解を深め、将来にわたる人的ネットワークを築くことを目的としている。信頼醸成と議論の深まりを期待しているため、同フォーラムは基本的に密室で行われ、議事録も一切とらない。発言内容も発言者の名前も外部には明らかにされない。

ジャーナリストを対象としたこの種のフォーラムは、1995年からフォーリン・プレス・センターが主催している「アジア太平洋ジャーナリスト会議」(Asia-Pacific Journalists Meeting)が我が国における草分けである。しかし、同会議ではすべてを公開で実施しており、その点、基金の姿勢とは目的もやり方も対極的な存在である。

「情報発信能力強化のためのジャーナリスト訓練」は、カンボジアの若手ジャーナリストを対象とした過去の訓練事業の流れを汲むものである。ただし、本事業では対象をカンボジア以外の3カ国、すなわちベトナム、ラオス、ミャンマーに絞り、若手のジャーナリストに訓練プログラムを提供している。

この3カ国のジャーナリズム状況は、いろいろな意味で大きく異なっている。しかし、この事業は、国や事情は違って、ジャーナリストとして最低限必要で、かつ共通に備えておくべき知識(情報源の秘匿などジャーナリストとしての倫理、記事執筆やインタビュー法などの方法論、IT技能など)が存在するということを前提としている。

講師陣は、欧米やアジアで第一線のジャーナリストとして活躍した記者たちである。また、訓練生として参加するのは、3カ国の主だった印刷媒体の20代から30代前半までの若手ジャーナリストたちである。

訓練中に彼らが執筆した記事は、後日『カンボジア・デイリー』に英文の署名記事として掲載される予定で、訓練生にとってはいい動機付けとなっているようだ。これらの事業を通して巣立ったジャーナリストが、やがては国を代表する論客となり、地域の将来を担う人材となることを願って止まない。

\* インドシナ諸国における文化、社会、経済、政治の諸領域に関連する文献整備を支援し、各国の知的財産の再蓄積、または知的基盤の整備を促進することを目的とする「インドシナ諸国における文献整備の支援」事業も、広義のメディア関連事業と言えなくもない。

# 東南アジア諸国プレス事情

## 統制とタブーの下で自由を求めるジャーナリストたち

バーナード・クリッシャー

アジア太平洋諸国の中で完全に自由なプレスが存在するのは、日本、台湾、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国だけである。東南アジアにはそのような国は1つもない。以下、東南アジアの実情を述べてみたい。

### フィリピンとタイ

自由なプレスを標榜しているが、タブーが存在する場合がある。たとえば、タイのメディアは、王室にマイナスになる報道は決してしない。フィリピンのプレスは東南アジアで最も自由だが、センセーショナルで無責任とも言える。これまで、汚職や麻薬密売、ギャンブルや違法な森林伐採を報道したジャーナリストが負傷している。また、メディア経営者が金儲けになるような方針を編集者に押し付ける傾向がある。

### インドネシア

スカルノ、スハルト両政権下では厳しい検閲があったが、ハビビ元大統領のときにプレスを開放した。同政権は700以上の出版社、放送局に免許を与えて報道の自由を促進した。また、それ以前の政権に業務を停止されていた多数のプレスが業務を再開した。しかし、プレスにはまだ多くの制約が残っている。ワヒド前大統領は報道の自由を推進し情報省を廃止したが、後任のメガワティ大統領は自由制限に動く可能性もある。

### マレーシア

メディアは政治に支配されており、出版には政府免許が必要で、厳しい制限がある。政府は有力紙『ニュー・ストレイツ・タイムズ』の編集者を任命し、その他の出版社は免許を毎年更新する制度により政府の言いなりである。他方、インターネット推進政策により

インターネットには無制限にアクセスできる。ネット上の反体制派や野党のウェブサイトは自由である。

### ベトナム

メディアは共産党政権の支配下にあるが、政府は補助金を削減するためにメディアの自立を働きかけている。唯一の制約は政府批判である。多くのインターネット・サイトは利用を阻止されているが、代理サイトを経由すればどんなサイトにもアクセスすることができる。しかし、インターネットにアクセスする費用が高く、一般の人々が政府批判の言論に触れる機会は少ない。

### ラオス

政府がメディアも経営しており、表現の自由とニュース報道には厳しい制約があるが、衛星アンテナを利用してCNNやBBCなどの外国放送を受信することは許されている。インターネットへのアクセスは自由だが、家庭やインターネット・カフェなどからウェブにアクセスできるほど余裕のあるラオス人はほとんどいない。

### シンガポール

一見自由そうだが、実際は政府批判を制限する厳しいガイドラインに従っている。汚職、身内びいき、不透明な司法決定などをめぐる記事は禁止され、違反者は投獄の恐れにさらされる。政府が大半の大手新聞社と放送局を所有し、メディアを厳しく検閲しているため、大衆には限られた情報しか届かない。

### ミャンマー(ビルマ)

メディアは完全に政府の統制下であり、自由度が最も低い。2年前、野党指導者のアウン・サン・スー・チー女史にインタビューした外国ジャーナリス

トは、拘束され国外に追放された。

### カンボジア

自由なプレスを保障した法があり、国王批判を除けば、政府は印刷メディアが違法な森林伐採、汚職、失政等を報道しても大目にみている。しかし有力指導者を「侮辱」した編集者が暴漢に襲われ、殺害されたという例もある。放送メディアは厳しく規制されているが、インターネットの運営は野放しで、有力な野党指導者サム・レンシーはインターネットで政府批判を展開している。

以上のように、東南アジアのメディアには数々の制約があり、特に放送メディアはほぼ完全に規制されている。しかし、各国政府が情報を完全に統制できる時代は過去のものとなった。インターネット、短波放送、衛星テレビは東南アジアのすべての国に普及しており、ちょっと努力しさえすれば、ほぼ誰でもニュースと情報を得ることができるようになったのである。

### バーナード・クリッシャー

(Bernard Krisher)

1931年、ドイツ、フランクフルト生まれ。41年、米国に移住し、クイーンズ・カレッジ、コロンビア大学、ハーバード大学で学ぶ。62年に来日し、ニューズウィーク誌特派員、のち80年まで同誌東京支局長を務める。同年フォーチュン支局を開設して東京特派員となり、同時に新潮社編集顧問として『フォーカス』の創刊に携わる。また、同朋舎の『ワイアード』誌日本版を創る。8年前にボランティア組織「Japan Relief for Cambodia/American Assistance for Cambodia」を設立し、カンボジアでさまざまな慈善事業を支援している。『カンボジア・デイリー』紙発行人、慈善シアヌーク病院センター・オブ・ホープの創業者兼会長。また、カンボジアの農村にコンピュータを備えた学校200校を建設する事業を進めている。

# 成長する東南アジアのメディア

## ラオスにみるその発展の形態

トングロー・デュアンサヴァン

### 報道の自由を求めて 進歩するメディア

ASEAN諸国のメディアの経営形態はさまざまである。一部の国では国営、その他の国では民営だが、いずれにおいてもメディアは重要な役割を担っている。

ラオスとベトナムのメディア経営形態には、社会主義下のプレスの古典的特徴がすべて備わっている。どちらも国営で、国が経営者を任命している。

カンボジア、フィリピン、タイには、自由なプレスが存在している。これらの国では、ジャーナリストは、どんな層の人間でも、その非合法的活動について批判することができる。しかし、例外はある。たとえばタイでは、国王と王室については一切論評することができない。

2001年6月7日から7月10日まで、日本でASEANジャーナリスト協会連合と日本新聞協会の共催により、記者研修プログラムが実施された。その中で、インドネシアのニュース・マガジン『マジャラー・ベリタ・ミングアン』の記者アニス・ファディはこう述べた。

「我が国は、スハルト政権時代に比べると報道の自由を得られたと言える。いまでは、政府高官の収賄その他の汚職について自由に報道することができる。その結果、記者は大統領など、国の最高指導者の活動についてきわめて批判的になった」

### 政府の政策の下、 花開いたラオスのメディア

ラオス政府は1986年、世界に門戸を

開放し始めた。それ以降、ラオスの社会、経済、人的資源は目覚しく発展した。ラオス政府はこの発展を常に政策により指導してきた。メディアが今日のようにラオス社会で活躍できるようになったのも、政府の舵取りによるものである。

政府が民間投資を促した結果、現地メディアが誕生した。多数の新聞、雑誌、テレビ局、ラジオ局が設立され、海外や国際機関との友好関係と経済協力が拡大するにつれ、これらメディアは着実に成長した。

人口500万人の小さな発展途上国であるラオスには、現在ラオ語の日報が『パサソン』『ピエンチャン・マイ』『パテト・ラオ』の3紙ある。しかし、いずれの発行部数も8000部以下である。ほかに隔週刊の英字紙『ピエンチャン・タイムズ』とフランス語の週刊誌『ル・ルノバトゥール』、テレビ局が2局、AMラジオ局1局、FMラジオ局が1局ある。インターネットは広く普及しており、旅行者は大都市のインターネット・カフェでeメールを読み、送信することができる。

かつては印刷メディアも電子メディアも、民間企業の製品の広告を掲載することができなかった。さらに、印刷費が売価よりも高くついていたことから、新聞と雑誌は伸び悩んだ。しかしいまでは、広告掲載料と販売部数の伸びにより、両メディアとも利益を得ることができるようになった。テレビの放送の時間枠料も、妥当な水準である。

将来を見据えた政府の政策と指導、それに経済的機会の増大が結びついて、今日、ラオスの新聞は活況を呈してい

る。国の舵取りと経済的機会が増えたことにより、ラオス社会ではジャーナリストの役割が増大し、国内報道で活躍するようになった。

例をあげよう。『ピエンチャン・タイムズ』は、ラオス国立大学の一部英語教官が1998年9月の入学試験で英語を選択した受験生から収賄していたことを報道した。数カ月後、その教員は起訴された。

また、『ピエンチャン・タイムズ』とラオ語週刊紙『バン・アーティット』は、国営電気通信会社の電話線敷設能力が足りないため、ラオスの電話システムではインターネット利用に困難があると報道した。2カ月後『ピエンチャン・タイムズ』は通話をさばき切れない電話システムの問題について報道した。この報道により、電気通信会社の計画に手落ちがあり、国際業務に不正があったため、電話線の供給が少なかったことが明るみに出た。数カ月後、この電気通信会社は透明性を欠くとして調査を受けた。

国の制度の透明性を高めるため、ラオス政府は2000年1月に汚職禁止令を出した。この命令は汚職を「社会に有害な個人または集団の行動」と規定しており、権力をかさに着て汚職に走る政府高官の行動を報道するジャーナリストを保護する規定を設けている。

### トングロー・デュアンサヴァン

(Thonglor Duangsavanh)

ジャーナリスト。1994年ラオス国立大学英語学科卒業。『ピエンチャン・タイムズ』のレポーターを6年務めたのち、現在、ラオス国営通信外国語プレス広告・販売部門の副部門長および『ピエンチャン・タイムズ』のウェブ・マスター。

# 同時多発テロのニューヨークから

## 悲しみを乗り越え、再生を誓う人々

フォード財団プロジェクト・ディレクター 茶野順子

### 鳴り響くサイレンの音から それは始まった

2001年9月11日午前9時少し前、ミッドタウン・マンハッタンにあるフォード財団の職員たちは、あちらこちらで鳴り始めた、けたたましいサイレンの音に驚かされた。サイレンの音は、いずれもロウワー・マンハッタンの方角を目指しているようだった。

誰からともなく、口コミで刻々とテロ事件の情報が伝わってくる。みな仕事どころではなくなった。てんでに家族や知人の安否を電話で確認し、テレビのあるオフィスに群がった。ワールド・トレードセンターが倒壊する模様をテレビで目の当たりにした職員の中には、ショックと憤りで号泣する者もみられた。10時過ぎには、財団の近くにある国連本部の職員が避難を始めたというニュースが流れ、職員の一部に動揺が広がり始めた。

10時半ごろ、フォード財団の総務部門の次席統括者が10階から地下2階までの各フロアを回り、職員に財団の方針を説明した。

「財団幹部は、市内の交通機関がまったく遮断されている現時点で職員を財団ビルから退去させるのは、責任のある態度ではないと判断しました。職員は個々の状況に応じて対応を決めて下さい。オフィスにとどまる職員のために、財団はカフェテリア・サービスも含めて、通常どおり機能します」

この口頭伝達の約30分後には、プログラム・バイス・プレジデントの1人が各人のオフィスを訪れ、手を取って労りの言葉を述べるとともに、「このような時こそ、気を強くもって持ちこたえ

よう」と励まして回った。しばらくして、理事長のスーザン・ベレスフォードが、やはり一人ひとりのオフィスを訪れて、励ましの言葉を述べるとともに、安全な行く先が確保できているかどうか尋ねていた。

私の上司は、ニュージャージーへ帰る交通手段がなかった私を彼女のロウワー・マンハッタンのアパートへ招いてくれ、同じ方向へ向かう数人の職員と一緒に歩いて帰る段取りを整えてくれた。

市中はサイレンの音が鳴り止まず、徒歩で家に向かう人々であふれかえっていた。ロウワー・マンハッタンに近づくにしたがって、投げ捨てられた簡易マスクや赤十字マークのついた紙コップなどが散乱しているのが目立つようになった。ところどころにパリケードが設けられ、その合間をトラックや救急車だけが通り過ぎて行く。おそらく軍用機だろう、時折聞こえる飛行機の音がいつになく不気味に響き、人々は足を速めた。

ロウワー・マンハッタンからブロンクスにつながるマンハッタン橋を目指して黙々と歩く人たちは対照的に、付近の住民の多くは、通りに腰を下ろしたり、立ち止まったまま、抜けるような青空にもうもうと立ち上げる白煙をいつまでも見続けていた。

### ニュージャージー州民の75%が 近親者や友人を亡くした

11日の午後に倒れた第7ワールド・トレードビルから数ブロック離れた上司の家で、頻りに往来するトラックの音を聞きながら一夜を明かした後、私は

運転の再開されたニュージャージー・トランジットに乗って自宅に帰った。

最寄り駅であるプリンストン・ジャンクション駅のいつもと違って不規則に空いている駐車場を抜けると、昨朝とまったく変わらない町の様子が目に飛び込んだ。この違和感は、なかなか消し去ることができなかった。

地元紙の報じるところによると、ニューヨークへの通勤者が少なからずいる私の子供たちの高校では、テロ事件発生がわかった段階で、保護者の勤務先の電話番号をもとに、父母がワールド・トレードセンターに勤める子供たちを割り出したそうである。そして、子供たちを個々にカウンセリング・オフィスに呼んで、事情を説明したということだ。だが、次第に一般の生徒の間に動揺が広まったため、最終時限のはじめに校長から簡単に事実を伝える校内放送があり、その日の課外活動はすべて中止されたという。

中学校に勤める知人の話では、学区のすべての学校で職員を集めた会議が開かれたそうである。学区に設けられている危機管理チームの助言もあり、子供たちの心を安定させるためには、これからも普通の生活が続くことを身をもって示すことが重要であるとの判断だったという。そのため、翌日から普通どおりに授業を行い、生徒から働きかけがあったとき以外は特別に話題にしないことが決まった。また、学区主催による犠牲者を追悼する集会もたれた。

後日行われた調査によると、実にニュージャージー州民の75%に、近親者、あるいは親しい友人に犠牲者がいることが判明した。

## ジュリアーニ市長の 素晴らしいリーダーシップ

テロ事件の直後から、「テロリストの思う壺にはまることなく、団結してこの困難に立ち向かおう」と、誰からともなく言い合っていた。こういった人々の注目を集めた1人がニューヨークのジュリアーニ市長である。

ガン治療のために、昨年、上院議員選挙への立候補を断念したばかりのジュリアーニ市長は、ワールド・トレードセンター跡地の救出作業の総指揮を取りつつ、毎日記者会見を行った。その様子はテレビ、ラジオを通じて広く全国に報道された。ジュリアーニ市長は、犠牲者とその家族に真摯な追悼の意を表し、生存者救出作業の状況を説明した。また、市が公共サービスの正常化および市民の保安に努力していることを伝え、予想もしなかった惨事に打撃を受けたニューヨーク市民を勇気づけたのである。

市民のいても立ってもいられない気持ち察するかのよう「いま必要なのは医療関係者、消防士、溶接工などの訓練を受けた、あるいは技術のある人だけだ。それ以外のボランティアはあとで必要となるだろう」と諭し、また懸念されたアラブ系、南アジア系アメリカ人やイスラム教徒に対するヘイト・クライムについて、「テロリストの究明は国の機関に任せよう。個人での人種偏見に基づいた行動は絶対に許されない」ときっぱりと否定した。

そうかと思うと、「もう大丈夫。ショッピングやレストランに出掛けよう」と市民を励ますなど、常にその取るべき行動の指針を示すリーダーとして、市民、マスコミの信頼を得た。

ニューヨークタイムズの9月23日付の「The hero」と題した記事では、ヘミングウェイを引用して「grace under pressure」（圧力下の優美）とジュリア

ーニ市長を称えている。

ジュリアーニ市長の人気上昇に加え、事故直後にワールド・トレードセンターに急行し、危険を顧みず救命活動にあたってビル倒壊の犠牲となった消防士と警官が300人以上にも及んだことから、ニューヨーク市民の間で市当局への信頼が高まってきている。

## 市民個人が考え始めた 社会貢献

このように、行政機関がそのなすべきことをしていることを見極めた上で、一般市民は、自分でどんな貢献ができるかを自問しつつ、募金活動に参加したり、献血センターで行列をつくったり、ボランティアに参加できるNPOを探したりしているようである。

また、多くの企業がアメリカ赤十字や、ユナイテッドウェイ・ニューヨーク支部とニューヨーク・コミュニティ・トラストが共同で設置した「9月11日基金（September 11 Fund）」などに多額の寄付を行っている。それに加え、自社の製品を寄付したり、トラックなどを提供する会社、職員の寄付のマッチングを行う会社なども多数に上った。さらに、企業と同様、数多くの財団が赤十字や「9月11日基金」などに寄付を行ったり、救助活動や犠牲者の家族に対してさまざまな援助を行うNPOに助成を行うことを約束している。

フォード財団も、個人および団体の救助活動支援のために1000万ドル用意することを決定した。また、少数ではあるが、助成申請や事業報告書の提出期限を延長すると発表した財団も出てきているようである。

9月下旬に予定どおり開催された定例



街のあちらこちに貼られている手作りの行方不明者のポスター

理事会の終了後、ベレスフォード理事長の提案により、理事と財団職員のインフォーマルな会合が開かれた。これはまったく異例のことである。しかし、多くの職員が、互いに心情を吐露し、怒り、不安、悲しみなどを分かち合う機会を欲していたことを考えると、斬新かつ的を得た措置であったと言えるだろう。その中で、前チェロキー族首長の理事は、ネイティブ・インディアンの言い伝えをもとに、こう職員を励ました。

「You cannot see the future with tears in your eyes」（涙で曇った目では未来は見えない）

ニューヨークはいま、街中の至るところに手作りの行方不明者ポスターが貼られ、人々のいっそうの悲しみを誘っている。本当に悲惨な出来事だった。その悲劇の中で、多くの人々が自分の持ち場においてリーダーシップを発揮し、事件に対処したことも事実である。これからも理性を曇らせることなく、強い心でテロリズムに相對することこそ、いま私たち一人ひとりに求められていることであると思う。



（茶野順子氏は、1991年にSPFに入団、98年より米国フォード財団に outward 中である。）

# 北東アジア地域間協力の促進とモンゴルの役割

モンゴル開発研究センター副会長 サヒア・ラグヴァ

モンゴル開発研究センター（Mongolian Development Research Center/MDRC）は、1998年1月、モンゴルにおける開発経済学の浸透と、モンゴルと周辺地域の学者、政府関係者、企業関係者の意見交換の場を設けることを目的に設立された。以来、同センターは、モンゴル初の非営利・非政府型シンクタンクとして、モンゴルの長期的な開発戦略策定のための研究・調査を行っている。これまで、モンゴルの国会議員、経済政策作成を担当する官僚、研究者を、日本、中国、オーストラリア、北米、ノルディック諸国、中央アジア、ロシアなどに多数派遣し、各国の経験をモンゴルに導入するための研究や人脈の形成に努めてきた。また、これら海外の研究者をモンゴルに招へいして、モンゴルの国会議員や官僚、研究者との国際会議を実施するなど、着実に成果をあげている。SPFHは、MDRCに助成し、「北東アジア地域間協力の促進とモンゴルの役割」事業（2000～02年）を進行中である。

## 貿易および投資の活性化を目指す共同調査・研究

本事業の最終目的は、北東アジアの地域協力メカニズムのあり方について、貿易および投資の活性化という観点から国際共同調査・研究を行い、関係政

府および国際機関に、21世紀の北東アジアの平和的発展に貢献する適切な政策を提言しようというものである。モンゴルを中心に、隣接するロシア極東部、中国東北地方の3省（遼寧省、吉林省、黒竜江省）、内蒙古を主な対象地域とし、調査・研究には韓国、日本の専

門家も参加している。

北東アジア地域において、現在の開発パターンを今後も維持していくことが不可能なことは明らかである。

中国東北地方では、人口の増加や経済的好機に恵まれないことが、環境や天然資源の面にも影響を及ぼしている。ロシア極東地域では、ソ連崩壊後のロシアの影響力の衰退や、資本や市場の欠如によって、開発が著しく妨げられている。国際社会で孤立する北朝鮮では、経済システムが機能していないために、経済危機や政治的な崩壊のおそれに直面するという悪循環に陥っている。

また、モンゴルでは、民主主義社会は誕生したものの、旧ソ連との密接な関係を解消したことによるさまざまな影響を受け、それを乗り越えるために悪戦苦闘している。

## モンゴルは中国とロシアを結ぶ交通の要衝

一方でモンゴルは、資源に恵まれたロシア極東部やシベリアにも、さらに中国東北地方や内蒙古という人口密集地域の広大な市場にも近いという利点がある。近年、この3地域間の物資と人材の流通が急速に増加していることは、モンゴルが中国とロシアとを結ぶ交通の要衝となる可能性を示している。しかし、政治的、イデオロギー的な問題から、政府レベルでの物資や人材の自由な交流促進は困難である。

この点、非政府・非営利機関であるモンゴル開発研究センター（MDRC）は、これら3地域の経済専門家や学者の共同研究を組織し、同地域の現状や、



フアフトで8月に行われた「北東アジアの経済協力に関する国際ワークショップ」の出席者一同

近年の変化によってどのような影響を受けたか調査するのに、有利な立場にあると言える。

北東アジア諸国間の貿易や投資を促進するため、MDRCは2つの輸送路に注目した。1つはロシアとモンゴルを結ぶキャプタ アルタンブラク輸送路、もう1つはモンゴルと中国を結ぶザミンウド 二連輸送路である。また、内陸国であるモンゴルの海への出入口の1つ、中国大連港への輸送手段を確保するため、中国内蒙古の集寧 通遼の鉄道の活用法についても調査中である。

さらに、韓国と北朝鮮を結ぶ鉄道が再開通すれば、モンゴルとロシアおよび中国北部の内陸部を結ぶ輸送路の可能性も生まれる。

MDRCは、北東アジア諸国間の経済協力体制の拡大に向けて、各輸送路の重要課題や今後の展望を見極めるため、視察団派遣を計画している。

## 2年半続く事業の 具体的アクションプラン

「北東アジア地域間協力の促進とモンゴルの役割」事業は、2000年10月に開始され、03年3月まで、約2年半継続する計画である。

初年度（00年10月～01年3月）は、00年11月から12月にかけて、モンゴル、ロシア、中国の専門家が、各国の研究機関を相互に視察した。また、01年3月には、ウランバートルで国際ワークショップを開催した。このワークショップにはモンゴル国会議員等45人に加え、韓国、日本の専門家も参加した。

2年度目にあたる本年度は、貿易および投資の拡大を妨げる政治的、経済的、構造的要因に関する調査を行う予定である。この調査では、前年度の国際ワークショップの成果を踏まえ、共同研究の形で、各国の現状を詳細に調査する。調査結果は、02年2月にウランバ



モンゴルに広がる大草原

ートルで開催される国際会議で発表される予定である。

最終年度の02年8月には、政策提言案を討議するために会議を開催し、会議の結果を中間報告として発表する。さらに03年3月には最終国際会議をウランバートルで開催し、正式な政策提言という形でさまざまなアイデアをまとめる予定である。

事業の進捗状況は、逐次MDRCのウェブサイト（[www.mdrc.mn](http://www.mdrc.mn)）で公開していく。

## 本年度の多彩な活動

### 国際ワークショップ

モンゴル、中国、ロシア、日本、韓国の専門家で構成される共同チームが、中国の内蒙古フフホトで2001年8月3、4日に開催された国際ワークショップで、「北東アジアにおける貿易および投資拡大を促進するための政治的、経済的、構造的およびその他の要因に関する研究提案」について議論した。主な議題は、中国の第10次5カ年計画（01～06年）中国西部の開発、中国のWTO加盟

の3点であった。また、このワークショップでは、内蒙古自治区政府、内蒙古大学社会科学アカデミー研究員による基調講演が行われた。

### 図們江デルタの国際視察団

10月には、モンゴル、中国、ロシアの専門家から成る国際チームが長春で一堂に会し、図們江デルタの視察を行う。視察団は、長春から琿春を経て延吉まで鉄道を利用し、さらに状況が許せばロシアのザルビノ、北朝鮮まで足を伸ばす予定である。

中国のモンゴルへの協力は、輸送手段の開発に焦点を当てていると思われる。中国は、モンゴルに対して天津港への輸送路を提供しているが、図們江域の港へのアクセスについても、ロシアおよび北朝鮮と協力しつつ進めようとしている。

### 国際セミナー

2年度目の研究成果は、02年3月にウランバートルで開催予定の国際セミナーで発表される。このセミナーには、モンゴル、ロシア、中国、ならびに本プロジェクトに関与している韓国、日本の専門家が参加する。

SPF刊行物案内

『アジアの国家とNGO 15カ国の比較研究』重富真一編著、明石書店発行 「国家とNGO アジア15カ国比較」事業成果物

『なぜ、いま評価なのか 国際開発NGOの評価を考える』『評価のすすめ 福祉分野で活躍する非営利組織のために』

笹川平和財団発行 「非営利組織のための評価：組織能力の向上に向けて」事業成果物

『中国人民解放軍佐官級訪日団研修用資料』笹川日中友好基金室発行 「日中安全保障研究交流」事業の成果物

『Directory of Funding Agencies in Indonesia』『Directory of Non-Governmental Organizations in Indonesia』 「インドネ

シア非営利セクター資金源情報整備」事業成果物

「世界銀行による評価者養成プログラム」ビデオシリーズ全8巻 「事業評価者養成のためのプログラム開発」事業の一環で行われた公開セミナーの記録ビデオ

このほかにもSPFでは、オン・デマンド出版『BookPark』（www.bookpark.ne.jp）を利用し、事業成果物の販売を行っています。BookParkおよび刊行物の詳細は、広報・野村までお問い合わせください。（TEL：03-6229-5440 FAX：03-6229-5473 E-mail：spfpr@spf.or.jp）

編集後記

9月11日、通常のテレビ番組が中断され、いっせいに臨時ニュースが流れました。私たちの目に飛び込んできた米国同時多発テロ事件の映像はあまりに衝撃的で、現実のものと理解するまでしばらく時間がかかるほど信じがたいものでした。

本号では、ニューヨークの財団で働くSPFの外向職員の緊急レポートを掲載しました。事件を目の当たりにした人々のショック、冷静にテロに相對していこうという強い意志、米国のフィランソロピー界の素早い動きなどをお伝えします。

この事件はまた、我々のイスラムに対する誤解や、理解の浅さも浮き彫りにしたと言えるでしょう。SPFでは、これまでイスラム理解のための事業をいくつか手掛けてきましたが、今後モイスラムのみならず、異文化・異文明間の相互理解、

対話促進を主要テーマの1つとして地道に取り組んでいく考えです。

巻頭では、民法34条改正をめぐる対談を掲載しました。去る7月の国会において、公益性の認定のあり方など、民法34条の公益法人に関する法制の見直しを検討することが決議されました。この絶好の機会に、SPFでは今後民法34条改正に向けて、どのように変えていけばいいのか、そのために我々公益法人は何をすべきかなど、さまざまな活動を行っていきたいと考えています。これらについては、SPFのウェブサイトなどで随時ご報告していきたいと思ひます。

最後に、今回のテロ事件で犠牲となられた方たちのご冥福を心からお祈り申し上げます。（関 晃典）

SPFニューズレター No.49

FY2001 Vol.2

Tel: 03-6229-5400 Fax: 03-6229-5470

発行日 2001年10月

編集人 関 晃典

URL: http://www.spf.org E-mail: spfpr@spf.or.jp

発行人 入山 映

発行所 笹川平和財団

©笹川平和財団2001

本紙の署名記事は個人の意見であり、必ずしもSPFのそれを代表するものではありません。

このニューズレターは、非木材系パルプ(ケナフ:アオイ科の草)を使用しています。



笹川平和財団 〒107-8523 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル4階